

食品安全委員会（第726回会合）議事概要

日 時：平成31年1月15日（火） 14：00～15：19

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 6名、一般 6名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

・添加物 1案件1品目

[1]食品添加物公定書追補の作成のための「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の改正に関する事項について

→厚生労働省から説明。

本件については、「① 既存添加物「イソマルトデキストラナーゼ」及び「カキ色素」に係る成分規格を作成することについては、既に使用の認められている添加物であり、新たに成分規格を設定する場合、設定前と比較して、添加物の品質がより確保されること、② 既存添加物「エンジュ抽出物」の成分規格について確認試験の改正を行うことについては、一般試験法で規定された操作法との整合を目的としたものであること、③ 指定添加物「*d*- α -トコフェロール」の成分規格について性状の見直しを行うことについては、日本薬局方の規格と整合化されるものであること、また、日本薬局方の規格を満たす製品についてその品質の安全性に懸念があるとの知見はないこと」と認められることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当するものとし、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

[2]25-ヒドロキシコレカルシフェロール

→厚生労働省から説明。

本件について、栄養成分関連添加物ワーキンググループで審議することとなった。

・添加物 3品目（評価要請の取下げ）

[1]アルミノケイ酸ナトリウム

[2]ケイ酸カルシウムアルミニウム

[3]酸性リン酸アルミニウムナトリウム

→厚生労働省から説明。

本件については、食品健康影響評価要請が取り下げられたものと認め、添加物専門調査会における調査審議は中止することとなった。

- ・薬剤耐性菌 1品目（評価要請の取下げ）
エフロトマイシン

→農林水産省から説明。

本件については、取り下げられたものと認め、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける調査審議は中止することとなった。

（２）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「シエノピラフェン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ゾキサミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「シエノピラフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要はないと判断した。」「ゾキサミドの一日摂取許容量（ADI）を0.47 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・プリオン「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できる」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

また、本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものであることから、リスク管理機関は、各国の規制状況について継続的に情報を収集する必要があり、リスク管理措置の変更等については随時、食品安全委員会へ報告を求めることとされた。